

## 用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

| 用語       | 意義及び用法   |
|----------|--|
| 国民保護法    | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。  |
| 県        | 岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。   |
| 知事       | 岩手県知事を指す。  |
| 市町村      | 岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。  |
| 基本指針     | 「国民の保護に関する基本指針」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)をいう。  |
| 県国民保護計画  | 岩手県の国民保護計画をいう。なお、「県計画」との表記も用いている。  |
| 町国民保護計画  | 町の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。   |
| 武力攻撃     | わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。   |
| 武力攻撃事態   | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。例えば、ある国が、我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。   |
| 武力攻撃災害   | 武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。  |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のための部隊の充足を高めるべく予備役の召集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。 |
| 武力攻撃事態等  | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。   |
| 緊急対処事態   | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。   |

|           |   |
|-----------|---|
| 県対策本部     | 岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部をいう。  |
| 国の対策本部    | 武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態策本部をいう。  |
| 武力攻撃災害    | 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。   |
| 武力攻撃原子力災害 | 武力攻撃に伴って原子力事業所外 事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外 へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。   |
| 対処基本方針    | 武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。   |
| 国民保護措置    | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。  |
| 指定行政機関    | 省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令第 252 号で定めるものをいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、消防庁、法務省、財務省、国土交通省、気象庁、海上保安庁などの機関  |
| 指定地方行政機関  | 国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。具体的には、管区警察局、税関、原子力事務所、地方農政局、都道府県労働局、地方運輸局、森林管理局、管区气象台、管区海上保安部、地方航空局などの機関  |
| 指定公共機関    | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。(上記の他、東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、日本テレコム株式会社、ボーダフォン株式会社、電源開発株式会社、電源開発株式会社、日本貨物鉄道株式会社、株式会社日本航空ジャパン、西濃運輸株式会社、福山通運株式会社、東日本高速道路株式会社、日本郵政公社、東北電力株式会社、JR バス東北株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、日本通運株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、KDDI 株式会社、株式会社フジテレビ、株式会社ニッポン放送など) |
| 指定地方公共機関  | 岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人で、知事が指定するものをいう。(岩手県における指定地方公共機関は、(社)岩手県医師会、(社)岩手県歯科医師会、(社)岩手県高圧ガス保安協会、(社)岩手県バス協会、(株)岩手県交通、(株)岩手県北自動車、三陸鉄道(株)、IGR いわて銀河鉄道、(社)岩手県トラック協会、(株)IBC 岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手)   |

|          |   |
|----------|---|
| 消防機関     | 市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部 消防組合を含む、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。   |
| 消防本部等    | 市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。  |
| 自主防災組織   | 大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。  |
| 要避難地域    | 住民の避難が必要な地域をいう。   |
| 避難先地域    | 住民の避難先となる地域 住民の避難の経路になる地域を含む をいう。   |
| 避難住民等    | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。  |
| 災害時要援護者  | 次のいずれかに該当する者をいう。<br>1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者<br>2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者<br>3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者<br>4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者<br>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者 観光客等 等が考えられる。 |
| 生活関連等施設  | 発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。   |
| N B C 攻撃 | 「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)兵器による攻撃の総称  |
| 安定ヨウ素剤   | 核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被曝を引き起こすこととなる。一方、甲状腺は、安定ヨウ素を取り込んで、ホルモン剤を分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。  |
| ダーティーボム  | 「汚い爆弾」のこと。対象地域一体に放射性物質をまき散らすために一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。  |
| 弾道ミサイル攻撃 | 弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンにより推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した   |

|          |  |
|----------|--|
|          | 攻撃をいう。   |
| 着上陸侵攻    | 我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。                      |
| 航空攻撃     | 我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず、航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。 |
| ゲリラ      | 不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊にわかれ、会戦を徹底して回避し、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方擾乱等を行う。   |
| 緊急物資     | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材   |
| 救援物資     | 救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資)   |
| 特定物資     | 救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの  |
| 特定公共施設等  | 港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう   |
| 利用指針     | 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。   |
| トリアージ    | 傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療 搬送 の優先順位を決定すること   |
| ジュネーヴ諸条約 | ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めたもの。   |